

全建事発第 113 号

令和 6 年 12 月 19 日

各都道府県建設業協会

専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会

専務理事 山崎篤男

建設業者における ICT の導入・活用に向けた施策について（周知依頼）

平素は、本会の活動につき格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年 6 月に成立・公布された第三次・担い手 3 法において、建設業の将来にわたる担い手を確保するため、労働者の処遇改善、働き方改革、生産性向上のための新たな制度等が盛り込まれ、12 月 13 日にその一部の規定が施行されております。

ICT を活用した効率的な現場管理等が非常に有用な方策であるところ、建設業における ICT 導入支援ツールについて、国土交通省より紹介がありました。

つきましては、働き方改革、生産性向上を進めるため、それらの施策を十分理解し、ICT を活用した生産性向上の取組が速やかに実施されるよう、会員企業に対して、周知方お願いいたします。

以上

【添付資料】

別添 国土交通省事務連絡

別紙 1 情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工を確保するための基本的な指針

別紙 2 ICT 事例集

別紙 3 建設業における ICT 導入・活用促進のための支援措置について（R6. 12 月時点）

(担当) 事業部 三浦

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp